

鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託

仕様書

鈴鹿市上下水道局 水道施設課

1 趣旨

鈴鹿市の水道水は、全配水量の約 85%について鈴鹿川流域の地下水を原水としている。地下水は良質で安定した水量を維持しているが、今後、鈴鹿川流域の開発行為による影響を受けることが想定されることから、鈴鹿川流域の地下水に対する理解と保全意識の向上を図ることを目的として、鈴鹿市水道水源流域保全条例に基づく事前協議で活用する鈴鹿川流域の地下水に関する資料を整備するとともに、水収支や地下水流動等の解析を行い、水道水源流域保全に関する啓発資料を作成する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日まで

(3) 対象流域

鈴鹿市水道水源流域保全条例（平成 18 年鈴鹿市条例第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する水道水源流域保全区域及び同条第 4 号に規定する水道水源流域特別保全区域

3 業務内容

(1) 資料収集整理

地形、地質、水文、気象、地下水利用に関する既存資料を収集・整理する。

(2) 水文地質踏査解析

水文地質踏査の結果をとりまとめ、分布地質及び地質構造と地下水の関係について解析し、総合水文地質解析の基礎資料とする。

(3) 総合水文地質解析

地下水の賦存状況、流動状況等を検討する。また、以降必要となる調査、解析、検討項目と数量を検討し、後続調査計画を立てる。

(4) 後続調査計画立案

上記解析結果を受けて、現状の地下水流動状況を把握する上での課題を抽出し、以降必要となる現地調査計画を立案する。

(5) 現地調査

水道水源井周辺の地下水流動状況をより詳細に把握するための現地調査を行う。

(6) 地下水環境評価

現地調査結果を踏まえ、水理地質構造及び地下水状況の成果を検証し、検討結果を取りまとめる。

また、地質構造や地下水流動の状況と、各水源井で検出される鉄やマンガン濃度の

関連性について検証する。

(7) 地下水流動解析

3次元地下水流動シミュレーションにより、調査範囲全体の地下水流動を再現するよう調整し、定量的に地下水流動や水収支の把握を行う。

また、シミュレーション結果を用いて、水道水源井に流入する地下水の状況を、立体的表現の二次元図、三次元図、三次元動画等の、誰もが直感的にイメージできる表現を用いた可視化資料を作成する。

可視化する図等（参考）

- ・地質構造図
- ・地下水位等高線図
- ・地下水流跡線図
- ・地下水流線網図
- ・地下水位分布図
- ・地下水流動解析モデル図
- ・地下水流動動画

(8) 報告書作成

本業務の調査・解析結果をとりまとめ、報告書を作成する。（収集資料、調査結果、解析結果、可視化資料、啓発資料等）

(9) 有識者への意見聴取

調査結果、解析結果等の妥当性を確認するために、受注者は有識者への意見聴取を行い、報告書に反映する。

(10) 啓発資料の作成

水道水源流域保全に関する啓発資料を、可視化資料を用いて作成する。

4 総 則

(1) 適用

ア 本仕様書（以下「仕様書」という。）は、鈴鹿川流域地下水調査解析業務委託において適用する。

イ 仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

ウ 本業務履行にあたっての仕様書等の優先順位は次の（ア）から（イ）の順番とし、これにより難しい場合は、協議による。

（ア） 契約書（頭書及び条項をいう）

（イ） 仕様書

エ 仕様書の規定は、別に定めのある場合には適用しない。

(2) 受注者の負担の範囲

業務の実施に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(3) 中立性の保守

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約条項の定めるものの外、次の書類を提出し承諾を得なければならない。

ア 委託業務着手届

イ 業務工程表

ウ 業務計画書

エ 管理技術者・照査技術者選任（変更）通知書

オ 実務経験経歴書及び TECRIS の写し

カ 委託業務完了届

キ 納品書（成果品）

（ア） 完成図書（製本） 2部

（イ） 電子データ（提出の形式は担当職員と協議の上決定する。） 1式

ク 請求書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けなければならない。

(6) 配置技術者

ア 受注者は、管理技術者及び照査技術者、担当技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する者を配置しなければならない。

イ 管理技術者及び照査技術者は、総合技術監理部門(応用理学-地質)又は、応用理学部門(地質)の技術士資格保有者を配置し、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(7) 成果品の審査

ア 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

イ 成果品の審査においては、訂正を指定された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

ウ 業務完了時において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合受注者は直ちに当該業務の訂正を行わなければならない。

(8) 引渡し

成果品の審査に合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査

員の検査をもって業務の完了とする。

(9) 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない場合は、発注者、受注者協議の上これを定める。

(10) 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅延なく報告しなければならない。

(11) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

(12) 守秘義務

ア 受託者は、業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出し、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(13) 参考文献等の明記

業務の文献その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な次の既設資料を、所定の手続によって貸与する。

(詳細な内訳は、別紙資料「既存資料一覧」を参照)

- (1) 水源井工事等の完成図書
- (2) 井戸能力調査報告書
- (3) 水源井の運転記録データ (運転時間、水位、取水量)
- (4) 地下水調査資料
- (5) その他監督職員が認めたもの

6 照査

(1) 照査の目的

受注者は、業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な検討を行うことにより業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果資料に誤りがないうよう努めなければならない。

(2) 照査事項

受注者は、業務全般にわたり次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ア 調査結果の妥当性について
- イ 成果品の妥当性について
- ウ その他監督員が指示した事項